

委員会提出議案第1号

寒川町議会委員会条例の一部改正について

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月27日提出

提出者 議会運営委員会委員長 杉 崎 隆 之

提案理由

寒川町部設置条例の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和 41 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

別表中「環境経済部、都市建設部及び拠点づくり部」を「環境経済部及び都市建設部」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行			改正案			
～略～			～略～			
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)			
名称		所管事項	定数	名称	所管事項	定数
(略)			(略)			
建設経済 常任委員 会	1	環境経済部、都市建設 部及び拠点づくり部の 所管に関する事項	(略)	建設経済 常任委員 会	1 環境経済部及び都市建 設部の所管に関する事 項	(略)
	2	(略)		2	(略)	
(略)			(略)			
			<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">この条例は、令和5年4月1日から施 行する。</p>			